

平成23年度受講の方々より

機械製造業 法務ご担当者

きっかわ法律事務所主催の「独禁法基幹講座」を計10回にわたり受講させていただきました。たいへんお世話になりました。

講義の中では、独占禁止法の基礎的な部分から丁寧に説明して頂いたため、まとまった知識のなかった私でも、特に苦手意識を持つことなく理解することができました。また、具体的な事例をベースに実務的な検討を加えた説明が多かったこともあり、実際の業務の中でのイメージがしやすく、知識として定着することができたと感じました。さらに、受講者に意見を求めることも多く、適度な緊張感の中で、有意義に学ぶことができました。

今回の「独禁法基幹講座」で習得した内容を基に、これからも知識を広げて実務に活かしていきたいと考えております。



輸送用機器製造業 法務ご担当者

独占禁止法の案件は、依頼がある度に問題となる箇所を調べて対応するばかりで、体系的な理解が身に付かないと悩んでいる法務部員は多いのではないのでしょうか。そんな方々の悩みを、きっかわ法律事務所の「独占禁止法基幹講座」は解消してくれます。

実務家であり、法学博士の村田先生の講義は、ポイントが明確でとても分かり易く、ソクラテスメソッドによる緊張感あふれる講義により、独占禁止法の体系的な理解を深めることができました。また、具体的な事例の検討や最新事案の紹介により、実務上の問題点を的確に抽出する力も身につきました。認定試験を受ける頃には、想像以上の実力が身についていることを、誰もが実感できると思います。

さらに、講義を通じて、普段あまり話すことのない他社の法務部門の方々とコミュニケーション（飲みニケーション？）を深められることも本講座の醍醐味です。

楽しく、かつ独占禁止法の体系的な理解が身に付く「独占禁止法基幹講座」を、自信を持ってお勧めいたします。



電気機器メーカー 法務ご担当者

「独禁法基幹講座」講座は、独禁法を体系的・構造的に理解できる講座です。村田先生は、具体事例をもとに、初学者にも分かりやすく、とても丁寧に解説されます。ただし、その内容は基礎から応用まで幅広くカバーされています。

講義は、どのような点が問題となり、どう対処すればよいかについて、その判断・思考プロセスが自然と身につくように工夫されています。また、教科書には書かれていない独禁法の勘所や実際の事例の背景事情もお話いただけるので、独禁法を体系的・構造的に理解できるとともに、個別問題についても深く掘り下げて理解できます。これまで、業務に必要な都度、付け焼刃的な勉強しかしてきませんでしたが、受講後はまさに目から鱗が落ちるように独禁法を深く理解できるようになりました。

この講座は、初学者から独禁法を相当程度勉強された方まで、幅広く役に立つと思います。ぜひ受講いただき、独禁法の法律相談、契約条項の審査、企業結合の届出等において、外してはならないポイントは何で、どう考え、どう対処すれば良いのかといった解決策が自然と導き出せるようになることを実感してください。